

原子力規制委員会「東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」でのご意見に対する当社見解について

評価会合での有識者ご意見	当社の見解	敷地内断層の概要
<p>(1)敷地内主要断層は活断層であることが否定できない。</p>		
<p>○敷地内主要断層は、8～11万年前以降に活動したことが認められるため活断層である。</p>	<p>○敷地内断層の破碎部(断層のずれにより岩盤が細かく割れて砕けた部分)が固結・岩石化しているため、少なくとも十数万年前以降に再活動していない。</p>	
<p>○敷地内主要断層は横ずれで活動したことが認められる。 また、横ずれ断層の特徴である礫の断層破碎部への落ち込みが認められる。</p>	<p>○断層を覆う第四系変状の水平面のき裂は、断層方向に並行に分布し、横ずれ断層の特徴であるずれ方向に斜方向のき裂が認められない。</p> <p>○敷地近傍には、横ずれ断層の特徴である尾根・谷の屈曲地形は認められない。</p> <p>○断層破碎部がない場所でも、岩盤の窪みに礫が堆積していることが確認されている。 また、岩盤上に砂礫が堆積し、その後、膨潤による岩盤劣化部の膨張によって隙間が発生し礫が入り込んだことは十分に考えられる。</p>	
<p>(2)敷地の一部に活断層の存在が疑われる変動地形(地表の起伏)が認められる。</p>	<p>○これまでの地質調査の結果から、変動地形は敷地内の断層活動によるものとは認められない。</p>	